

# 公益社団法人岐阜県森林公社の経営健全化方針の概要

## 1. 経営健全化方針の策定の経緯について

森林公社に対する岐阜県の財政的負担<sup>(※)</sup>が高いことから、総務省通知に基づき、所管官庁である岐阜県が経営健全化方針を策定する。

(※)標準財政規模に対する県の損失補償等の額の割合が3.75%を超えると財政的負担が高いと判断。

平成29年度末における岐阜県森林公社に対する財政的負担：3.76% (17,820百万円/473,567百万円)

## 2. 分収造林事業について

分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）に基づき、森林公社が造林者・費用負担者となって森林を造成・育成し、得られた木材販売収入を土地所有者と分収する事業である。

これまで、14,347haの森林を造成し、下刈り・除伐など保育を行ってきたが、現在は主に利用間伐に取り組んでいる。平成16年度からは公益的機能の高度発揮を図るため、長伐期施業への転換を進めている。

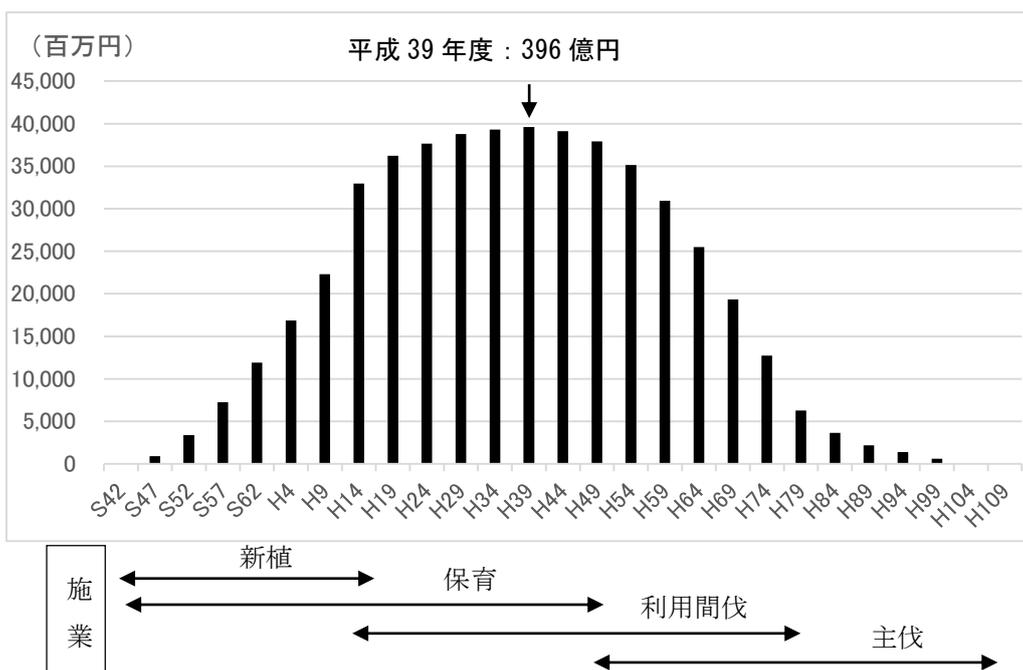
分収割合について、当初は森林公社：土地所有者＝6：4であったが、森林公社の経営状況が厳しいことから、土地所有者の理解を得ながら8：2に変更している。

## 3. 森林公社の経営状況について

分収造林事業は、木材販売収入が得られるまで、事業運営に係る経費は補助金のほか借入金に依存する事業構造となっている。

こうしたことから、森林公社の長期債務残高は389億円（平成29年度末現在）で、平成39年度にピーク（396億円）を迎え、その後、減少していくと試算している。

なお、森林公社では、長期収支見通しは45億円の黒字になると試算している。



#### 4. 森林公社に対する監査等の状況について

##### <岐阜県森林整備法人経営改善検討会（平成 22 年度）>

平成 22 年度に、外部専門家で構成する「岐阜県森林整備法人経営改善検討会」を設置し、森林公社の経営改善に向けた検討を行った。

その結果、事業の公益性に鑑み、国や県などの支援策を有効に活用しながら、より一層の経営改善を行ったうえで、森林公社が引き続き、分収造林地を管理していくことが最も効果的であると判断された。

同検討会の提言書に基づき、森林公社は「経営改善計画書」を策定し、積極的に支出の削減と収入の増加に取り組むこととなった。

##### <包括外部監査「公有財産等に係る事務の執行」の実施（平成 25 年度）>

平成 25 年度に、地方自治法第 252 条第 37 第 1 項及び第 4 項に基づき、包括外部監査を実施した。

その結果、森林公社の役割、経営改善計画の進捗状況などを公開し、県民の理解を得ながら中長期的な対応を進めていくことが重要であるとされた。

#### 5. 森林公社に対する岐阜県の支援について

監査等の結果を踏まえ、森林公社の経営改善を図るため、岐阜県は財政的・人的支援を実施している。

##### <財政的支援>

- ①日本政策金融公庫及び市中銀行からの借入金に対する損失補償
- ②日本政策金融公庫及び市中銀行からの借入金に係る利子助成
- ③事業実施に必要な資金の貸付

##### <人的支援>

森林公社の経営改善や森林の適正な管理に取り組むため、県職員を派遣

#### 6. 森林公社のあり方についての検討について

岐阜県森林整備法人経営改善検討会（平成 22 年度）及び包括外部監査（平成 25 年度）の結果を踏まえ、別添「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」に基づき検討した。

### <① 森林公社（分収造林事業）の意義＝有>

- ・森林整備を通して、水源かん養や土砂災害の防止など県民の安全で豊かな暮らしに寄与。
- ・森林公社の森林を、次の世代に健全な姿で引き継いでいくことが必要。
- ・森林公社の森林の公益的機能評価額は401億円／年。

### <② 採算性＝無>

償還金額に占める県補助金・貸付金の割合が高いことから、「採算性無し」として分類

### <③ 事業手法の選択>

#### （ア）完全民営化・民間売却

→受け皿となる民間企業が存在しない。

#### （イ）上下分離

→既に分収造林事業では、所有と経営は分離されている。

#### （ウ）債務調整（再生）した上で、森林公社が引き続き積極的な経営改革を実施

→債務を調整しても当面の事業運営は借入金に頼らざるを得ない。

#### （エ）経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、森林公社が引き続き実施

→国等の支援策を有効に活用し、より一層の経営改善を行いながら森林公社が引き続き森林を管理することが効果的。

#### （オ）地方公共団体（直営）

→契約変更や契約地の管理に多大な労力が発生するなど、慎重な対応が必要。

## 7. 森林公社の経営健全化のための具体的な対応について

### <森林公社の対応>

「経営改善計画書」に基づき、積極的に支出の削減と収入の増加に取り組む。

なお、平成24年度から平成28年度までの5年間で、支出を約3億3,300万円削減するとともに、収入を約1,300万円増加させた。

### <経営改善計画書に基づく主な取り組み>

#### 【経営対策】

- ・役職員の削減など組織体制の見直し

#### 【森林管理対策】

- ・森林管理システムの活用による効率的な契約地の管理

#### 【木材生産対策】

- ・林内路網の整備と高性能林業機械の活用による木材生産コストの削減
- ・製材工場への原木の直送による流通コストの削減
- ・未利用材の有効活用による販売収入の増加

### <岐阜県の対応>

森林公社が「経営改善計画書」に基づく取り組みを着実に実行できるよう、引き続き、財政的・人的支援を行うとともに、取り組み状況をフォローアップしていく。

# 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート

